

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地球規模の諸問題への取組			番号	⑭				
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。						
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		26,947,434		34,224,531	
	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		28,423		34,317	
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	小 計				一般会計	26,975,857		34,258,848	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合計	合 計				一般会計	26,975,857		34,258,848	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

(千円)

施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。</p> <p>地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱（平成27年2月10日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定） ・平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日 健康・医療戦略推進本部決定） ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） ・SDGsアクションプラン2022（令和3年12月24日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	76	115	108	95
		補正予算(b)	0	58	0	/
		繰越し等(c)	△11	11	1,015	/
		合計(a+b+c)	65	184	1,123	/
執行額(百万円)	36	81	53	/		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	-	26,977	26,787	26,881
		補正予算(b)	-	87,707	105,408	/
		繰越し等(c)	-	0	0	/
		合計(a+b+c)	-	114,685	132,195	/
執行額(百万円)	-	113,836	131,328	/		
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、Gavi やグローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
(注) 全ての人が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ (平成 29 年 9 月 18 日)
- ・ 「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ (平成 29 年 12 月 14 日)
- ・ 第 5 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 6 月 15 日)
- ・ 第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (平成 30 年 9 月 25 日)
- ・ 第 6 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成 30 年 12 月 21 日)
- ・ 第 7 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 6 月 21 日)
- ・ 「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 23 日)
- ・ 「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説 (令和元年 9 月 24 日)
- ・ 第 8 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (令和元年 12 月 20 日)
- ・ グローバル・ワクチン・サミット 2020 における安倍総理大臣スピーチ (令和 2 年 6 月 4 日)
- ・ 第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説 (令和 2 年 9 月 26 日)
- ・ 国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ (令和 2 年 12 月 4 日)
- ・ 第 9 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における菅総理大臣発言 (令和 2 年 12 月 21 日)
- ・ COVAX ワクチン・サミット (AMC 増資首脳会合) における菅総理大臣発言 (令和 3 年 6 月 2 日)
- ・ 第 10 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における菅総理大臣発言 (令和 3 年 6 月 22 日)
- ・ 国連総会ハイレベルウィーク「SDG モーメント 2021」における菅総理大臣発言 (令和 3 年 9 月 20 日)
- ・ 米国主催「新型コロナ・サミット」における菅総理大臣ビデオメッセージ (令和 3 年 9 月 23 日)
- ・ 第 76 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説 (令和 3 年 9 月 25 日)
- ・ 東京栄養サミット 2021 における岸田総理大臣スピーチ (令和 3 年 12 月 7 日)
- ・ 第 11 回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における岸田総理大臣発言 (令和 3 年 12 月 24 日)

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標 (---年度)

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 令和 3 年度は国連ハイレベルフォーラムにおいて SDGs に関する自発的国家レビューを提出予定であり、こうした取組も活用しつつ、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs の達成に向け

た取組を加速化する。

- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、茂木外務大臣のビデオメッセージ等を通じ SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成や気候変動問題の解決を含む日本の SDGs 達成に向けた取組を国際社会に発信した。さらに、9月、日本が VNR を提出したことを踏まえ、菅総理大臣が国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDG モーメント 2021」にビデオメッセージを通じて参加。VNR 策定のプロセスを通じ、SDGs 推進円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換、パブリックコメント等において日本の SDGs 達成に向けた総合的で客観的な目標、科学に基づくターゲットや指標の整備の必要性等の提言を得ることができ、あらゆるステークホルダーとの連携も強化された。

12月の第11回SDGs推進本部においては、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に基づき、重点的に取り組む事項を示した「SDGsアクションプラン2022」を策定し、令和5年に日本がG7議長国を務め、国連でSDGサミットやUHCハイレベル会合等のSDGsに関する大きな節目の会合が開催されることも念頭に、今後のSDGs達成に向けた基本方針を示した。

- 2 国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として、人間の安全保障フレンズが再結成され、6月に第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催されたことに続き、12月に第2回会合、令和4年3月に第3回会合が開催された。一連のフレンズ会合を通じて、広範囲かつ分野横断的な課題に効果的に対処する上で、人間の安全保障の概念の有用性が参加者の間で再認識された。

9月、第76回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、国連の下で進んでいる新たな時代の人間の安全保障の議論は、様々な世界の課題における今後の重要な指針となるものと期待しているとして、我が国の力強い支援を表明した。

令和4年2月、新時代の地球規模課題を考慮した新たな人間の安全保障のあり方を提示した、国連開発計画（UNDP）の「人間の安全保障特別報告書～人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威～」の発刊イベントにおいて、林外務大臣はビデオ・メッセージを発出し、特別報告書の提言を踏まえて、人間の安全保障の実施と普及を一層推進していく旨述べた。

グテーレス国連事務総長が9月に発出した「我々のコモンアジェンダ」報告書や11月のアジア欧州会合（ASEM）のプノンペン声明（首脳会合成果文書）において、人間の安全保障について言及された。

令和4年度目標

- 1 SDGsを達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs実施指針の改定を令和5年に行うことを見据え、令和4年度は、SDGs推進市民会議（仮）等の場を通じて、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs達成に向けた取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症を契機として、あらゆるステークホルダーと協力することで、SDGsの達成に向けた取組を強化し、人間の安全保障を実現していくことの重要性は非常に高まっている。

そのため、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績、SDGsの達成に向けた実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進 *

中期目標（--年度）

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

令和3年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を

実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けたNYにおける国連でのフレンズグループの動きや、国連開発計画（UNDP）と協力して進めている人間の安全保障特別報告書プロセスとも連携の上、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度の人間の安全保障基金に対する申請は、対象地域を後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、サヘル地域に限定したこともあり、前年比38件減の60件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和3年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは以下の17件であり、そのうち9件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが出来た。なお、同基金は上限200万ドルの開発案件と上限30万ドルのアドボカシー案件の2種類があるが、令和3年度については承認案件が全てアドボカシー案件となったため、結果として多くの案件の承認が可能となった。
 - (1)「オキマン地域における森林再生、環境の持続可能性、観光育成：持続的な生計と福利のためのマルチ・ステークホルダー及びコミュニティ・ベースのアプローチを通じたSDGsの加速化」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）及び国連環境計画（UNEP）による共同実施。
 - (2)「SDGsのローカル化：セネガンビア橋周辺の脆弱な女性及びユースの生計向上」
国連人口基金（UNFPA）、国際貿易センター（ITC）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Women）及び国連常駐調整官事務所（UNRCO）による共同実施。
 - (3)「ラベ地域の9つのコミュニティにおける人間の安全保障アプローチを通じた人道と開発のネクサス向上による持続可能な開発の促進」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。
 - (4)「ファス・ダカール自治体におけるSDGsの包摂的実施計画」
国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Woman）及び国連常駐調整官事務所（UNCRO）による共同実施。
 - (5)「東カリブにおける新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応と統合した災害及び環境避難民政策に対する人間の安全保障アプローチの促進」
国際移住機関（IOM）及び国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）による共同実施。
 - (6)「ガボンへ向かう混成移住民に対する予防、保護、エンパワーメント強化のための共同した人間の安全保障アプローチ」
国連児童基金（UNICEF）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。
 - (7)「保健パンデミックの多層的脅威に対するユースの関与とエンパワーメント」
国際移住機関（IOM）、国連児童基金（UNICEF）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
 - (8)「カーボベルデの脆弱コミュニティにおける新型コロナウイルス感染症克服のための人間の安全保障アプローチに関する意識向上とアドボカシーの推進」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連人間居住計画（UN-Habitat）による共同実施。
 - (9)「リビアにおける長引く紛争と新型コロナウイルスの影響への対処のための人間の安全保障アプローチを通じた地元の関与とエンパワーメント」
国連食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
 - (10)「新型コロナウイルス感染症及びその後の危機に瀕するユースの保護、エンパワーメント、経済的包摂のための人間の安全保障アプローチの推進」
国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連工業開発機関（UNIDO）による共同実施。

- (11)「新型コロナウイルスの状況下における人間の安全保障アプローチを通じた東ティモールの国境沿いコミュニティの脆弱性及び強靱性評価」
国際移住機関（IOM）及び国連児童基金（UNICEF）による共同実施。
- (12)「ガーナ北部の国境沿いコミュニティにおけるコミュニティ強靱性と社会的結束の強化」
国連移住機関（IOM）及び国連人口基金（UNFPA）による共同実施。
- (13)「グベケ地域4地区における地方開発管理、平和な社会及び人間の安全保障促進のための統合的支援」
国連開発計画（UNDP）及び国連女性機関（UN-Woman）による共同実施。
- (14)「タイにおける暴力的過激主義防止のための人間の安全保障アプローチの促進」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
- (15)「中央アメリカの北方三角地帯及びメキシコにおける保健と移住に関する統合的な対応促進のための人間の安全保障アプローチの適用」
汎米保健機構／世界保健機関（PAHO/WHO）及び国連移住機関（IOM）による共同実施。
- (16)「新型コロナウイルス後の社会的結束強化のための包括的対話と意思決定の促進」
国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
- (17)「新型コロナウイルス後の都市及び居住をより安全にする：人間の安全保障の枠組みを適用した安全な都市ツールの認知強化」
国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連軍縮部（UNODA）及び世界銀行による共同実施。
- 3 4月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障フレンズ会合の動きや、UNDPが作成に向けて準備を進めている人間の安全保障に関する特別報告書の方向性を注視しつつ、より効果的な人間の安全保障基金の活用に向けた方策について意見交換を行った。

令和4年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 人間の安全保障の概念の再活性化に向けたNYにおける国連でのフレンズグループの動きや、UNDP人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動とも連携しつつ、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる5件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する3つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要がある。

また、令和4年には、人間の安全保障の概念の再活性化に向けた国連におけるフレンズグループの動きやUNDP人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動といった取組が予定されているところ、これらと連携しつつ、人間の安全保障基金の活用を図ることは、人間の安全保障の概念の主流化を促進する上で重要かつ有効である。

測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標（--年度）

人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

- 国際社会におけるUHCの理解促進に向け、指導力を発揮し、各国におけるUHCの達成に向けた具

体的な取組を促進する。

- 2 新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に向け、二国間や国際保健機関を通じた支援を推進する。

令和3年度目標

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン・治療・診断の開発、生産及び公平なアクセスの確保のため ACT (Access to COVID-19 Tools) アクセラレータ (新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO ほか提案し、日本を含む 8 か国及びゲイツ財団が共同提案し発足) 等の国際的な枠組みへの支援を推進する。また、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 WHO を中心とする国際保健の枠組みの検証・改革へ積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進している。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。
- 2 ACT-A については、特に COVAX を通じた支援を実施し、COVAX に対して、合計 10 億ドルの貢献を行うとともに、COVAX 等を通じて、令和 3 年末までに約 3,500 万回分のワクチンを各国・地域に供与した。また、ユニットエイド (Unitaid) を通じた診断・治療分野の支援も実施した。
エイズ・結核・マラリア等の感染症対策として、グローバルファンドを通じて支援を行い、この結果、グローバルファンド設立以来、2020 年末までに三大感染症に関連して 4,400 万人の命が救われる等の成果が出ている。

- 3 WHO の検証・改革については、5 月の WHO 総会において、パンデミックへの準備と対応に関する WHO 強化作業部会を設置する決定がなされ、7 月から開催されている同作業部会において積極的に議論に参加した。また、12 月に開催された WHO 特別総会では、パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議の設置が決定され、日本はビューローのメンバーとなり、同会議の副議長に選出され、議論を主導している。

G20 における財務トラックと保健トラックの連携については、前回 G20 ローマ・サミットにおいて、パンデミックの予防・備え・対応や将来の健康危機に適切に対処するための資金メカニズムの方途を検討する G20 財務・保健合同タスクフォース (G20 Joint Finance and Health Task Force) が立ち上げられ、日本も積極的に議論に参加している。

- 4 その他特記事項

顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 及びユニットエイド (Unitaid)、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。

東京栄養サミット 2021 を主催し、215 のステークホルダーからエンドースを得て「東京栄養宣言」を発出した。181 のステークホルダーから 396 のコミットメントが提出され、270 億ドル以上の栄養関連の拠出が表明された。岸田総理大臣からは、日本として今後 3 年間で 3,000 億円 (約 28 億ドル) 以上の栄養関連支援を発表した。

令和4年度目標

- 1 「誰の健康も取り残さない」との観点から UHC の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用し、国際社会における保健・医療体制の強化に貢献する。
- 2 新型コロナによる危機の克服に向けて、安全性、有効性、品質の保証されたワクチン、診断薬及び治療薬への公平なアクセスを推進する。
- 3 将来の健康危機への予防・備え・対応の能力強化に向け、既存の取組との重複・断片化を避け、国際保健システムのガバナンス・ファイナンス双方を強化する。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

依然として国際社会において新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、日本がこれまで目標に

掲げてきた基礎的保健システムの強化や、ワクチンへの公平なアクセスの確保と普及、医薬品の開発及びアクセスの改善等に向けた二国間支援及び国際機関を通じた支援を継続し、UHC 達成に向けた取組を引き続き主導することは合理的である。また、次のパンデミックの到来を見据え、WHO の制度改革を推進すると共に、グローバルヘルスアーキテクチャーの再構築・強化に向けて、国際社会と一致団結して取り組むことは重要である。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）		
（出典：国連作成文書）	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	27	279

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（平成23年度）	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2
	36 (22)	44 (14)	30 (15)	36	
②人間の安全保障の実施と理念の普及（*）	我が国が主導して平成11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるような社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	—	—	—	—	—
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策（*）	UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。				1-3
	—	—	—	—	—

④国連地名 専門家会合 グループ・ エクソニム 作業部会本 邦開催経費 (令和2年 度)	平成29年に国連地名専門家グループ(UNEGN)のエクソニム(外生地名)作業部会の座長に就任した日本人専門家の下で、令和3年5月に開催されるUNEGN会合に先立ち、令和3年3月に地名標準化関連の国際シンポジウムを日本で開催し、ジャイアールUNEGN議長が基調講演を行った(対面とオンラインのハイブリッド形式)。 日本での同シンポジウムの開催を通じ、地名に関する技術的な議論に貢献し、UNEGNでの日本のプレゼンスの強化に寄与するとともに、地理空間情報の活用によるSDGsの達成に向けた取組に寄与した。	1-1		
	-	6 (1)	0 (0)	7
⑤成長のた めの栄養サ ミット (令和2年 度)	栄養サミットは、オリンピック・パラリンピックのホスト国が開催する、国際的な栄養改善に向けた取組を促進する会合であり、日本は、東京栄養サミット2021を令和3年12月7日及び8日の日程で主催した。本サミットにおいては、岸田総理から今後3年間で3000億円以上の栄養関連支援を行うことを発表し、UHCの達成等に貢献していくことを表明した。また、181のステークホルダーから396のコミットメントが提出され、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明された。更に持続可能な食糧システムや気候変動等を含め、国際社会が今後取り組むべき具体的な方向性を示した成果文書「東京栄養宣言」が215のステークホルダーからエンドースを得て発出され、世界の人々の栄養改善に向けて貢献した。	1-1 1-3		
	-	39 (0)	56 (33)	0
⑥エスカッ プ基金 (ESCAP) 拠 出金(任意 拠出金) (昭和52年 度)	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。 エスカップ基金(JECF)への拠出を通じて、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 本拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業であり、これらは、SDGsを推進し、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。	1-1 1-2		
	133 (133)	3 (3)	2.68 (2.68)	2.68
⑦国際連合 工業開発機 関(UNIDO) 分担金 (昭和62年 度)	UNIDOの運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。UNIDOは、(1)開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、(2)専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、(3)開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4)開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5)工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6)民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。 開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。また、日・UNIDO間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。	1-1 1-2		

	1, 147 (1, 147)	1, 142 (1, 142)	1, 006 (1, 006)	1, 261	
⑧国際連合 児童基金 (UNICEF) 拠 出金 (昭和 27 年 度)	<p>UNICEF は子どものための活動（教育、保健、衛生、子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）、HIV/エイズ、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEF は、持続可能な開発目標（SDGs）の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。</p> <p>我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。</p> <p>これは、SDGs の推進のみならず、UNICEF の高い知名度をいかした我が国の国際社会におけるプレゼンスの強化、日本企業との連携促進、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。</p>				1-1 1-2
	11, 028 (11, 028)	20, 332 (20, 332)	6, 211 (6, 211)	2, 087	
⑨世界エイ ズ・結核・マ ラリア対策 基金拠出金 (平成 13 年 度)	<p>途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 25%、結核 77%、マラリア 56%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。</p> <p>グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義である。</p> <p>加えて、グローバルファンドは、感染症対策専門の国際機関としての実績を活かし、新型コロナ対策においても重要な取組を実施している。コロナによる三大感染症対策事業の中断や遅延などの負の影響を緩和するための対応や、低中所得国へのコロナの診断機器や治療薬、個人防護具の調達・供給を支援。また、コロナ対応のための多国間協力枠組みである ACT アクセラレータの創設メンバーとして、診断・検査部門及び保健システム強化部門を主導しており、国際的なコロナ対応に大きく貢献している。</p>				1-1 1-3
	45, 306 (45, 306)	19, 996 (19, 996)	20, 000 (20, 000)	7, 386	
⑩国際連合 開発計画 (UNDP) 拠出 金(コア・フ ァンド) (昭和 41 年 度)	<p>UNDP は、国連内で開発に携わる計 34 機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。</p> <p>UNDP は、あらゆる形態の貧困を根絶し、持続可能な開発に向けて構造的変革を加速し、災害や紛争、感染症などの危機やショックへの対応を強化することを重点目標として、130 以上の国・地域事務所を通じ、170 か国・地域で活動している。</p> <p>UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。</p> <p>これらは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1 1-2
	7, 102 (7, 102)	7, 224 (7, 224)	6, 822 (6, 822)	6, 958	

<p>⑪国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度)</p>	<p>本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。</p> <p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成にも資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力にとどまらず、ライフサイクルという視点から少子高齢化対策にも取り組む。これらは、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。加えて、コロナ禍において女兒・女性への影響が深刻化 (避妊具にアクセスできない女性 4,700 万人、望まない妊娠 700 万人、ジェンダーに基づく暴力が 3,100 万件増加/UNFPA 推計) することが予測される中、UNFPA はリプロダクティブ・ヘルス (RH) サービスの継続と医療従事者の保護、GBV (ジェンダーに基づく暴力) 対策、避妊具及び周産期医療用物品の確保、の 3 つの戦略に基づく緊急対応を実施しており、日本の新型コロナウイルス対策の重点分野である (2) 将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3) より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備するという目的に寄与している。</p>	<p>1-1 1-2 1-3</p>				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">2,984 (2,984)</td> <td style="text-align: center;">4,016 (4,016)</td> <td style="text-align: center;">2,786 (2,786)</td> <td style="text-align: center;">1,950</td> </tr> </table>	2,984 (2,984)	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	1,950	
2,984 (2,984)	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	1,950			
<p>⑫国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 46 年度)</p>	<p>CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。</p> <p>CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業 (林業、水産業を含む) 研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。</p> <p>我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。</p> <p>CGIAR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業 (林業、水産業を含む) 研究を促進することに寄与している。(Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」(コメ、小麦の品種開発) の経済効果は、平成 12 (2000) 年時点で約 5,000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。)</p> <p>同機関への拠出は、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結する食料増産や開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、東京栄養サミット 2021 で発表したコミットメントの実現に寄与し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、本拠出金を通じて農林水産分野に関連する気候変動、栄養改善、生物多様性等の横断的課題に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	<p>1-1</p>				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">442 (442)</td> <td style="text-align: center;">382 (382)</td> <td style="text-align: center;">97 (97)</td> <td style="text-align: center;">92</td> </tr> </table>	442 (442)	382 (382)	97 (97)	92	
442 (442)	382 (382)	97 (97)	92			

⑬国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (昭和 44 年度)	<p>本拠出金は、世界約 170 か国において約 140 の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的な HIV 及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。</p> <p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。また、新型コロナウイルス流行下の移動制限等に伴う基礎的保健医療サービスへのアクセスの遮断により、低・中所得国において、5 歳未満の子どもや妊産婦死亡の増加が推測される中、IPPF の加盟協会は、主に脆弱層を対象に必須医療サービスであるリプロダクティブヘルスサービスへのアクセス改善に継続的に取り組んだほか、新型コロナウイルス検査実施や予防活動を活動に組み入れるなどして、UHC の達成に大きく貢献している。</p>	1-2 1-3			
	<table border="1"> <tr> <td>679 (679)</td> <td>658 (658)</td> <td>301 (367)</td> <td>300</td> </tr> </table>	679 (679)	658 (658)	301 (367)	300
679 (679)	658 (658)	301 (367)	300		
⑭人間の安全保障基金 拠出金 (平成 12 年度)	<p>人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。</p> <p>人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して平成 11 年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護 (プロテクション) と能力強化 (エンパワーメント) という相互補強的な二本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。</p> <p>同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。</p>	1-1 1-2			
	<table border="1"> <tr> <td>767 (767)</td> <td>599 (599)</td> <td>569 (569)</td> <td>598</td> </tr> </table>	767 (767)	599 (599)	569 (569)	598
767 (767)	599 (599)	569 (569)	598		
⑮Gavi ワクチンアライアンス 拠出金	<p>Gavi ワクチンアライアンスは、平成 12 (2000) 年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。</p> <p>①ワクチンの導入と規模拡大 (支援対象疾患を 13 種類から 18 種類に拡大)</p> <p>②予防接種の公平性促進のための保健システム強化 (ワクチン未接種の子ども</p>	1-1 1-2 1-3			

<p>(平成 23 年度)</p>	<p>もを減らすための取組の強化) ③予防接種事業の持続可能性の改善（自己資金によるワクチン事業の促進支援） ④ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成（ワクチン価格の適正化、途上国ニーズの高いワクチン開発等 Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与するものであり、日本が重視する人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。 また、Gavi は途上国を含めた世界全体における新型コロナワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的な枠組みである COVAX ファシリティの事務局として運営の中核的役割を担う。我が国は、新型コロナ感染症の収束のため、途上国を含めたワクチンへの公平なアクセスの確保が不可欠であるとの観点から、Gavi が事務局を務める COVAX ファシリティを通じたワクチン供給支援を重視している。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">2,071 (2,073)</td> <td style="text-align: center;">15,413 (15,413)</td> <td style="text-align: center;">1,080 (1,080)</td> <td style="text-align: center;">1,080</td> </tr> </table>	2,071 (2,073)	15,413 (15,413)	1,080 (1,080)	1,080	
2,071 (2,073)	15,413 (15,413)	1,080 (1,080)	1,080			
<p>⑩国際連合人間居住財団 (UN-HABITAT) 拠出金（任意拠出金） (昭和 59 年度)</p>	<p>UN-HABITAT は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。 同機関への拠出は、世界各地におけるプロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献するものであり、これらの自然災害、紛争、貧困、環境汚染といった様々な脅威に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	<p>1-1</p>				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1,276 (1,276)</td> <td style="text-align: center;">2,239 (2,239)</td> <td style="text-align: center;">208 (208)</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table>	1,276 (1,276)	2,239 (2,239)	208 (208)	8	
1,276 (1,276)	2,239 (2,239)	208 (208)	8			
<p>⑪初等教育関係 (GPE) 拠出金 (平成 19 年度)</p>	<p>教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) (旧称 FTI) は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標 (SDGs) の教育分野の目標 (ゴール 4) を全ての国が達成できるよう、支援対象国 (低所得国を中心とした 68 か国) が策定する教育セクター計画に基づき、GPE 基金 (ドナーからの拠出金) から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。 我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献するものであり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	<p>1-1</p>				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">91 (91)</td> <td style="text-align: center;">785 (785)</td> <td style="text-align: center;">918 (918)</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </table>	91 (91)	785 (785)	918 (918)	75	
91 (91)	785 (785)	918 (918)	75			
<p>⑫国際連合地域開発センター (UNCRD) 拠出金 (昭和 46 年度)</p>	<p>地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境政策である 3R (リデュース・リユース・リサイクル) や環境的に持続可能な交通 (EST)、防災政策である災害リスク軽減と水関連の活動を環境省及び国土交通省と連携して推進しているほか、国内自治体の SDGs 推進にも寄与し、その取組を各自治体の SDGs モデルとして海外に展開する事業等を実施。 具体的には以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。 1 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 3 政策フォーラムの開催</p>	<p>1-1</p>				

	<p>4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 5 関連する情報交流のネットワークの確立</p> <p>こうした取組は、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				
		77 (77)	77 (77)	116 (116)	110
⑱国連防災機関 (UNDRR) 拠出金 (平成 16 年度)	<p>UNDRR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第 2 回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNDRR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組みに当たる「仙台防災枠組 2015-2030」は、平成 27 年 3 月に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。</p> <p>UNDRR を通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 回国連防災世界会議 (於：仙台) で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進及びそのフォローアップ 2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有 (「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む) <p>UNDRR への拠出を通じ、これらの防災の取組に貢献することは、防災先進国である日本に対する国際社会からの期待に応え、国連及び国際社会におけるプレゼンスの向上につながっている。また、気候変動の影響により災害が激甚化している中、本拠出金を通して、防災の意識を高め、防災の取組を推進することにより、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>			1-1	
		485 (485)	494 (494)	485 (485)	494
⑳国際連合ボランティア計画拠出金 (日本 UNV 協力事業) (平成 6 年度)	<p>国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。</p> <p>途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣 (ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)。</p> <p>我が国の SDGs の推進、取り分け防災、保健、女性等、国際的な関心が高まっている支援分野において、本拠出金により専門性を有する日本人を UNV として派遣することで、国際社会における我が国のビジビリティを一層強化することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				1-1
		12 (12)	9 (9)	0 (0)	0
㉑国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナーシップ基金) (平成 15 年度)	<p>国連持続可能な開発グループ (開発関連 32 機関で構成) の副議長を務め、開発分野の中核的機関である UNDP の高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。日・UNDP パートナーシップ基金は、我が国が UNDP との効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成 15 (2003) 年に設置したもので、特に、我が国が重視する開発課題や事業に対して用途を特定する形で拠出するもの。本基金は日本からの拠出のみによって運営されており、特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上</p>				1-1 1-2

	<p>させ、日本人職員の増強に貢献し、もって日本と UNDP とのパートナーシップを強化する。</p> <p>我が国と UNDP との共通の重点分野である、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を主に実施しており、これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>					
	<p>6,528 (6,528)</p>	<p>216 (216)</p>	<p>191 (191)</p>	<p>217</p>		
<p>②世界野菜センター (WorldVeg) 拠出金 (昭和 46 年度)</p>	<p>世界野菜センター (アジア野菜研究開発センターから平成 20 (2008) 年に改称。略称は WorldVeg を維持) は、開発途上国の貧困削減のため、野菜 (野菜) 類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVeg による以下の活動及びこれを支える WorldVeg の運営経費を支援する。</p> <p>(1) 研究活動 (品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等。</p> <p>本事業は、WorldVeg の事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、WorldVeg が保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。</p> <p>同機関への拠出は、栄養価の高い野菜を中心とした開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、この先の東京栄養サミット開催に向けて、栄養改善に対する関心が高まるなか、栄養価の高い野菜を専門分野とする WorldVeg に支援することは、栄養改善に対して我が国があらゆる方面から網羅的、積極的に貢献していることを国際社会にアピールすることにつながる。</p>	<p>1 (1)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>0 (0)</p>	<p>0</p>	<p>1-1</p>
<p>③国際連合訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 40 年度)</p>	<p>UNITAR は訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする (UNITAR はジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置)。</p> <p>UNITAR は SDGs の推進を最大の目標に掲げ、SDGs の 4 つの柱 (①People、②Prosperity、③Planet 及び④Peace) に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約 600 の研修、ワークショップ、e ラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。</p> <p>UNITAR のアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>	<p>101 (101)</p>	<p>41 (41)</p>	<p>36 (36)</p>	<p>40</p>	<p>1-1 1-2</p>

②④国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS) 拠出金(任意拠出金)(平成22年度)	<p>アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国の紛争や自然災害等の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有する UNOPS を活用し、同地域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。</p> <p>UNOPS は、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。</p> <p>これらの取組に貢献することは、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな課題の解決に取り組み、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>	1-1 1-2			
	<table border="1"> <tr> <td>923 (923)</td> <td>5,237 (5,237)</td> <td>923 (923)</td> <td>0</td> </tr> </table>	923 (923)	5,237 (5,237)	923 (923)	0
923 (923)	5,237 (5,237)	923 (923)	0		
②⑤国際連合工業開発機関(UNIDO) 拠出金(昭和62年度)	<p>本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業に活用される。新型コロナウイルス感染症対策として、カメルーンにおいて、ワクチンの貯蔵キャパシティ向上及び地方への医療用酸素装置の提供を行うことにより、新型コロナに対する公衆衛生の向上及び社会強靱性を促進する。また、新型コロナの影響を受けているコンゴ(民)において消毒用バイオエタノールを製造するプラントを設置し、女性を対象とした就業研修等の実施を通じた生計向上・雇用創出に係る支援を行うことにより、新型コロナの社会経済的影響の緩和を図る。</p> <p>これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカにおける新型コロナ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。</p> <p>これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。</p>	1-1 1-2 1-3			
	<table border="1"> <tr> <td>70 (70)</td> <td>1,235 (1,235)</td> <td>236 (236)</td> <td>0</td> </tr> </table>	70 (70)	1,235 (1,235)	236 (236)	0
70 (70)	1,235 (1,235)	236 (236)	0		
②⑥世界保健機関(WHO) 拠出金(任意拠出金)(平成28年度)	<p>WHO は、昭和21(1946)年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章(1948年4月7日発効)によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第1条)を目的に掲げている。主要事業は、</p> <p>(1) 医学情報の総合調整 (2) 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 (3) 保健事業の強化についての世界各国への技術協力 (4) 感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 (5) 保健分野における研究の促進・指導 (6) 生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。平成28年のG7伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠であり、我が国の国際保健外交戦略に合致する。</p>	1-3			
	<table border="1"> <tr> <td>470 (470)</td> <td>1,261 (1,261)</td> <td>917 (917)</td> <td>0</td> </tr> </table>	470 (470)	1,261 (1,261)	917 (917)	0
470 (470)	1,261 (1,261)	917 (917)	0		
②⑦国際機関評価ネットワーク(MOPAN) 拠出金(平成26年度)	<p>国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国(令和3年5月現在19か国)が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率性を示す5分野12指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことにより、改善の経過を追う。平成26年まで、年間4～6機関を対象としていたが、平成27年から、2年間で12～14機関を対象とする体制に移行(主に1年目文献調査、2年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、平成31(令和元)年からは再度年間7～10機関を対象にアセスメントを実施</p>	1-1			

	<p>する体制に再移行。</p> <p>MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となり、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>				
		14 (14)	24 (24)	24 (24)	24
<p>⑳国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (平成 27 年度)</p>	<p>国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関 (設立協定第 2 条)。平成 27 年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、概要以下の事業を実施。</p> <p>1 ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入れコミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。</p> <p>2 エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。</p> <p>上記 1 の事業については、ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入れコミュニティの強靱性向上、また上記 2 の事業については、エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。</p>				1-1
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
<p>㉑国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)) (平成 24 年度)</p>	<p>顧みられない熱帯病 (NTDs)、マラリア、結核等の低中所得国を中心に蔓延する疾病に対する診断薬、ワクチン、治療薬は、高所得国において需要が少ない等の理由から、開発が十分になされておらず、また、低中所得国において、これらの技術を導入するための体制が整っていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) を通じ、これらの疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に、国連開発計画 (UNDP) を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする低中所得国の人々にいち早く届けられるよう、医薬品規制当局のキャンペーンなどを行う。</p> <p>この支援を通じて、途上国における当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与し、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。</p>				1-1 1-3
		400 (400)	400 (400)	520 (520)	400
<p>㉒ UHC2030 拠出金 (任意拠出金) (平成 28 年度)</p>	<p>保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ (IHP+) は、平成 28 (2016) 年に持続可能な開発目標 (SDGs : 3.8 UHC の達成) の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」(略称 : UHC2030) に移行し、以下を目標として活動を行っている。</p> <p>1 政治的なモメンタムの強化</p> <p>2 保健システム強化と UHC についての共通理解形成</p> <p>3 UHC 取組のモニタリング</p> <p>持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安</p>				1-1 1-3

	<p>定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。</p> <p>これらの取組に貢献することは、「平和と健康のための基本方針」にも記載のある「UHCの実現を目指す」という政策目標に合致する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHCの達成に向けた取組の重要性が各国で再認識されている中で、国際社会における取組を長きに亘り主導してきた我が国への期待は大いに高まっている。このような中で、我が国の取組を一層強化し、国際保健分野でのプレゼンスを増大させる上で、UHC2030の協力は不可欠であり、この点本拠出の有用性は高まっている。</p>				
	128 (128)	97 (97)	79 (79)	81	
③①国際労働機関拠出金 (任意拠出金) (平成29年度)	<p>本拠出金は、国際労働機関（ILO）を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア（平成29年度補正予算）、急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニア（平成30年度補正予算）、サイクロン・インダイによる甚大な被害が発生し道路アクセスの改善が急務となっているモザンビーク（令和元年度補正予算）、新型コロナウイルスの流行により衛生・社会経済状況が悪化したスーダン・エチオピア・インドネシア・フィリピン（令和2年度補正予算）及びマダガスカル・ラオス（令和3年度補正予算）において、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練、新型コロナ感染予防の推進等を行うもの。</p> <p>同機関への拠出は、アフリカ地域（ガンビア、モーリタニア、モザンビーク、スーダン、エチオピア及びマダガスカル）及びアジア地域（インドネシア、フィリピン及びラオス）におけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、若者、女性、難民等の適切な雇用の創出及びディーセント・ワークの実現といった分野を中心に、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大後には、保健分野への対処も加える形で、我が国の重視するSDGsの達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。</p>	1-1 1-2 1-3			
	60 (60)	757 (757)	150 (150)	0	
③②国際医薬品購入ファシリテイ (UNITAID) 拠出金 (平成30年度)	<p>本拠出金は、エイズ、結核、マラリア等に対する良質な医薬品等を安価に、迅速に途上国に供給するため、治療薬や治療法の開発等を行うことを目的としている。また、新型コロナ治療薬の公平なアクセスの実現へ向け、ユニットエイドはACTアクセラレータの治療部門をけん引しており、有望な新型コロナ感染症の治療薬の購入量を事前に保証するよう調整することで治療薬の積極的な開発を迅速化し、開発に成功した治療薬を迅速に大量生産し、良質かつ廉価な治療薬を低中所得国に普及させることに貢献している。</p> <p>医薬品等への公平なアクセスの実現はUHCの達成の重要な要素であり、我が国の平和と健康のための基本方針に基づく政策目的に合致し、SDGs及びUHCの推進に寄与する。</p>	1-1 1-3			
	0 (0)	983 (983)	44 (44)	47	
③③国連開発システム改革支援 (平成30年度)	<p>本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（1）平和への取組、（2）開発、（3）マネジメントの3分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、取り分け国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。</p> <p>これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。</p>	1-1			
	0 (0)	1,058 (1,058)	0 (0)	0	

⑭ COVAX ファシリティ (Gavi ワクチンアライアンス) (新規) (令和3年度)	COVAX ファシリティは、Gavi ワクチンアライアンス等の主導の下、時限で立ち上げられた新型コロナ・ワクチンに関する包括的な資金調達及び供給調整メカニズム。ACT-A の4本柱 (ワクチン、治療、診断、保健システム) の1つ。自国民分のワクチン確保を目的とした先進国等向け枠組みと、低所得国によるワクチン確保を支援する途上国向け枠組み (AMC) の2つがある。途上国向け枠組み (AMC) に対する拠出を通じ、新型コロナ・ワクチンの普及を支援することで、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の防止と流行収束に貢献する。				1-1 1-2 1-3
	—	—	70,079 (70,079)	—	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協カイニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで共有）
- ・マリーン（MARINE）イニシアティブ（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで表明）
- ・第 203 回国会所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）
 - 三 グリーン社会の実現
- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
 - 三 我が国の長年の課題に答えを（グリーン社会の実現）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・米国主催気候サミット（令和 3 年 4 月 22 日）
- ・気候資金に関する新たなコミットメント（令和 3 年 6 月 G7 コーンウォール・サミットで発表）
- ・第 205 回国会所信表明演説（令和 3 年 10 月 8 日）
 - 三 第二の政策 新しい資本主義の実現
 - 四 第三の政策 国民を守り抜く、外交・安全保障
- ・国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 世界リーダーズ・サミット（令和 3 年 11 月 1 日～ 2 日）
- ・第 207 回国会所信表明演説（令和 3 年 12 月 6 日）
 - 五 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」（3）気候変動問題
- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
 - 四 気候変動問題への対応

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

令和 3 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

令和 3 年度及び 4 年度は UNEP 創設 50 周年となることから UNEP との連携及び UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進をさらに進めていくために、国連環境総会（UNEA）等の議論に積極的に参加していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、海洋プラスチックごみ対策も含めた我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 生物多様性

生物多様性条約については令和 3 年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。また、同じくその他の（令和 3 年開催予定の）生物多様性関連の締約国会議（砂漠化対処条約、ラムサール条約及び食料遺伝資源条約）において、我が国の主張をそれぞれの条約決定案に反映していく。

3 地球環境ファシリティ（Environment Facility: GEF）

令和3年4月から開始する GEF の第8次増資交渉における議論に参加することで、我が国が重要視する環境課題が優先事項として取り扱われ、地球規模で資金調達されるよう努めていく。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

様々な国際会議等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画 (UNEP)

持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル (11月) における岸田総理大臣メッセージにおいて、UNEP/IETC との廃棄物管理分野における連携及び国連環境総会 (UNEA) における新たな国際枠組みづくりに関して積極的に取り組んでいく旨を表明した。同総会においては、我が国が議論を主導した結果、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会 (INC) の設立を決定する決議が採択された。

国連環境計画 (UNEP) 創設 50 周年記念国連環境総会特別会合 (令和4年3月) において国連総会決議 73/333 に基づく政治宣言が採択された。我が国は積極的に議論に参加した。

2 生物多様性

令和3年に生物多様性条約の第24回科学技術補助機関会合、第3回実施補助機関会合及びポスト2020生物多様性枠組に関する第3回公開作業部会が開催され、ポスト2020生物多様性枠組の構造や個別の目標等について議論が行われ、同枠組の採択に向けた議論に貢献した。その他の生物多様性関連条約との締約国会議に関しては、砂漠化対処条約、ラムサール条約、食料遺伝資源条約の締約国会議のいずれも COVID-19 の感染拡大を受け、2022年半ば以降へ総じて延期となったため、これに向けて引き続き準備を進めた。我が国は、関連作業部会等に参加し、議論の方向性形成に関与している。

3 地球環境ファシリティ (Environment Facility: GEF)

第8次増資交渉会議がこれまで3回開催されており、次期増資期間 (2022年-2026年) におけるプログラムの優先事項の特定及び政策方針等の作成に関与した。

4 化学物質及び廃棄物管理

「水銀に関する水俣条約」については、11月に第4回締約国会議オンライン会合、令和4年3月に同対面会合 (インドネシア・バリ) が開催され、有効性評価の枠組、附属書 A 及び B の再検討等に関し審議されたところ、日本は水銀対策の取組先進国として議論に積極的に参加した。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年の G20 大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第5回国連環境総会第二部 (UNEA5.2。令和4年2月) において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするようなプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会 (INC) の設立を決定する決議が採択された。

11月開催の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第3回会合の機会に、岸田総理大臣からのメッセージとして日本の持続可能な海洋経済の構築に向けた貢献への意思表示及び日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組の紹介を行った。

令和4年度目標

1 国連環境計画 (UNEP)

我が国が UNEA5.2 で決議案を提案し採択されたプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会が UNEP による支援の下で令和4年後半に開始されることとなっており、我が国の意見が反映されるよう同事務局との連携を強化していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター (IETC) との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 地球環境ファシリティ (Environment Facility: GEF)

2022年4月の GEF 第8次増資交渉結果を踏まえ、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事

業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和4年度は生物多様性に関する多数国間条約の締約国会議等が多数予定されており、これらの会議の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。具体的には11月にワシントン条約の締約国会議が予定されており、野生動植物の保全と科学的根拠に基づいた持続可能な利用を両立させるという我が国の基本方針に基づき対応する。

生物多様性条約については、令和4年度内に締約国会議（COP15 第二部）が予定されており、愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組及びその実施が効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献していく。また、その直後に開催予定の食料及び農業のための植物遺伝資源条約の第9回理事会において、我が国は、効果的かつ効率的な多数国間の（遺伝資源へのアクセスに関する）制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

砂漠化対処条約（UNCCD）については、令和4年5月に第15回締約国会議（COP15）の開催が予定されており、土地回復や干ばつ等の砂漠化対処のための効果的な履行手段について、関係省庁とともに、積極的に議論に貢献していく。令和4年11月に開催予定のラムサール条約第14回締約国会議においては、同条約のマנדートに基づく着実な条約実施、効率的かつ効果的な条約運営につながるよう、新条約戦略計画の作成等にご貢献する。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、令和4年から開始される国際熱帯木材協定の改定に向けた議論にご貢献するとともに、ITTOの新戦略的行動計画に基づく機関の活動をホスト国として積極的に支援する。特に、令和3年のG7や理事会等で焦点となった違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンス強化プロジェクトを支援する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

引き続き大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにもとづき、多くの国が対策に参画できるように途上国支援を行いつつ、プラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会における交渉においても、我が国は、自らの主張の反映を行いつつ、議論を主導し、主要排出国・消費国が参加する実効的な国際約束の作成を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働き掛けを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であるところ、例えば令和4年2月の第5回国連環境総会第二部にてプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会の設立を決定する決議が採択されたことを踏まえ、同問題に関する世界レベルでの新たな制度設計に積極的に関与・貢献するなど、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、我が国における2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現等、我が国主導による気候変動問題の解決のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 引き続き、令和3年に延期されたCOP26における気候変動交渉（市場メカニズム、気候資金、透明性枠組み等）に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現にご貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関

連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10～11月に開催されたCOP26（英国・グラスゴー）では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。また、パリ協定の市場メカニズムに関する実施指針、各国の温室効果ガス排出量の共通報告表形式（CRTs）、国が決定する貢献（NDC）の共通の実施期間（コモン・タイムフレームズ）といった重要議題に関して合意が得られ、パリ協定の実実施指針が完成する等、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展を実現することに貢献した。
- 2 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与した。GCFは2015年以降これまでに累計で190件（令和3年12月末時点、うち令和3年暦年は32件）の事業を承認し、これにより、約20億トンのCO₂排出量削減と約6億人の裨益が見込まれている。途上国支援については、令和元年において、約1.37兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和2年実績については、令和4年12月31日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。JCMについては、我が国企業や自治体と連携して2013年以降累計で200件以上（うち令和3年度に30件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施した。令和3年度はモンゴルのJCMプロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げた。脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、18社20製品が選定され、脱炭素製品・パッケージリストに掲載された。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和4年度目標

- 1 引き続き、COP27に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP26の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。
- 2 GCF理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCMの活用に向けて、在外公館、及びJBIC、JICA、ADBなどの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和3年のCOP26において、パリ協定の実実施指針が完成したことを受け、令和4年は当該指針の実施に焦点が当たるほか、11月に予定されているCOP27においても、各交渉議題（適応、ロス&ダメージ、気候資金等）の交渉が継続される。また、令和2年の2050年カーボンニュートラル目標の宣言を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）に加え、2030年度において温室効果ガスを2013年度比で46%削減すること、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく旨を記載したNDCを令和3年10月に国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

上記の状況を踏まえ、我が国の取組を着実に進めるとともに世界全体での脱炭素化を実現するため、引き続き、パリ協定の目標達成に向けて気候変動外交を一層加速させていく必要があり、その進捗ぶりを評価することが重要である。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組であるGCFやJCM、脱炭素技術海外展開イニシアティブ、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野及び手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要である。

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第3回国連防災世界会議で策定され、「事前の防災投資」「より良い復興（Build Back Better）」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組（2015-2030）の下、東日本大震災等を通じて得た「防災先進国」としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における「防

災の主流化」を推進する。

令和3年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、国連防災機関（UNDRR）との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」オンラインイベントを11月にUNDRRと共催した。同イベントでは「現在、そして将来世代のための津波リスク削減に向けた科学技術の活用」をテーマに、関係国・期間の専門家や若手研究者などにより活発な議論が行われた。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和4年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRRとの協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和12（2030）年までに国際社会が防災に関して取り組むべき指針を定めた仙台防災枠組の下で、各国における目標達成や、国際社会における「防災の主流化」の一層の推進に向けて、令和元年に発表した日本のイニシアティブである「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を着実に推進するとともに、日本が主導し国連で制定された「世界津波の日」の普及啓発活動を継続的に実施し、その進捗状況を検証することが必要であるため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）

(出典：UNDRR ANNUAL REPORT)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	120	123

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進 (平成27年度)	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現に寄与する。				2-1 2-3

② 地球環境問題への取組 (平成 13 年度)	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議 (GEA) 国際会議を隔年で開催する。 本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。	2-1			
	12 (0.9)	0 (11)	0 (0)	11.9	
③ 気候変動問題への取組 (平成 14 年度)	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合 (SB) 等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。	2-2			
	6 (6)	6 (0.6)	5 (2.1)	5.2	
④ 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 政府間会合開催 (平成 8 年度)	NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア及び韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に 1 回開催する (日本開催は 4 年に 1 回。次回日本開催は令和 5 年)。 本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。	2-1			
	0 (0)	0 (0)	2.1 (1.5)	0	
⑤ 気候変動と脆弱性の問題への取組 (平成 30 年度)	気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。 本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢献する。	2-1			
	7.7 (0.1)	6.4 (3.5)	6 (2.6)	6	
⑥ 海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費 (令和 2 年度)	G20 大阪サミットの海洋プラスチックごみに関する成果に沿って、海洋プラスチックごみ問題への取組の推進に対する官民の機運を高めるためのイベントを行うもの。 本イベントを通じ、国際社会における海洋プラスチックごみ対策の推進に寄与する。	2-1			
	—	8 (0)	0 (0)	0	
⑦ 気候変動枠組条約 (UNFCCC) 拠出金 (義務的拠出金) (平成 5 年度)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。	2-2			
	288 (288)	271 (231)	305 (259)	340	
⑧ 生物多様性条約拠出金 (義務的拠出金)	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づ	2-1			

(平成5年度)	き決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				
	176 (176)	148 (148)	127 (127)	145	
⑨ 気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金(義務的拠出金) (平成17年度)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	685 (34)	0 (40)	0 (46)	0	
⑩ 国際熱帯木材機関(ITTO)分担金 (昭和59年度)	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	106 (103)	106 (87)	45 (45)	45	
⑪ 砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金) (平成7年度)	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議(COP)や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	94 (94)	78 (78)	77 (77)	81	
⑫ バゼル条約拠出金(義務的拠出金) (平成5年度)	本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する等の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制強化やこれら廃棄物の環境上適正な処理及び国境を越える移動の削減に向けた交渉を行い、我が国の利益を確保している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	64 (64)	57 (57)	53 (53)	58	
⑬ 野生動物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金) (昭和55年度)	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等				2-1

	<p>を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>				
	<p>64 (64)</p>	<p>57 (57)</p>	<p>56 (56)</p>	<p>56</p>	
⑭ 水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金) (平成2年度)	<p>本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等を含む多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。</p>	2-1			
	<p>53 (53)</p>	<p>46 (46)</p>	<p>37 (26)</p>	<p>50</p>	
⑮ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金) (平成2年度)	<p>本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合(MOP)の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他MOPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1			
	<p>56 (56)</p>	<p>50 (50)</p>	<p>50 (35)</p>	<p>24</p>	
⑯ 国際自然保護連合(IUCN)拠出金(義務的拠出金) (平成7年度)	<p>本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とするIUCN事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議(総会)において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCNの全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1			
	<p>56 (56)</p>	<p>54 (54)</p>	<p>56 (56)</p>	<p>58</p>	
⑰ ストックホルム条約(POPs条約)拠出金(義務的拠出金) (平成18年度)	<p>本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)に対応することを目的とした「ストックホルム条約(POPs条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及びCOPが決</p>	2-1			

	<p>定する任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>			
	<p style="text-align: center;">41 (41)</p>	<p style="text-align: center;">37 (37)</p>	<p style="text-align: center;">34 (34)</p>	<p style="text-align: center;">38</p>
⑱ 生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金)(平成17年度)	<p>本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1		
	<p style="text-align: center;">37 (37)</p>	<p style="text-align: center;">29 (29)</p>	<p style="text-align: center;">25 (16)</p>	<p style="text-align: center;">29</p>
⑲ 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金)(平成8年度)	<p>本拠出金は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ごみ対策を実施している。</p> <p>NOWPAPの事務局機能を果たす地域調整部は、富山及び釜山(韓国)に置かれており、本拠出金を通じて我が国は政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1		
	<p style="text-align: center;">30 (30)</p>	<p style="text-align: center;">30 (30)</p>	<p style="text-align: center;">30 (30)</p>	<p style="text-align: center;">30</p>
⑳ ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金(義務的拠出金)(平成17年度)	<p>本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行、等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1		
	<p style="text-align: center;">34 (34)</p>	<p style="text-align: center;">30 (30)</p>	<p style="text-align: center;">30 (30)</p>	<p style="text-align: center;">39</p>
㉑ オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出	<p>本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関</p>	2-1		

<p>金（義務的拠出金） （平成 2 年度）</p>	<p>連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	
<p>② 南極条約（義務的拠出金） （平成 16 年度）</p>	<p>本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国（29 か国）が負担している。南極事務局は、年 1 回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1
<p>③ 国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（任意拠出金） （昭和 62 年度）</p>	<p>本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。</p> <p>熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1
<p>④ 国際連合環境計画（UNEP）拠出金（任意拠出金） （昭和 48 年度）</p>	<p>UNEP は、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、UNEP 事務局の運営を支え、2 年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1
<p>⑤ 国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター拠出金（任意拠出金） （平成 3 年度）</p>	<p>国際環境技術センター（IETC）は、UNEP 管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1

<p>②⑥ 多数国間環境条約遵守実施支援拠出金(旧ハイレベル政治フォーラム 拠出金)(任意拠出金) (平成 13 年度)</p>	<p>本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するため各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 432 571 510">8 (8)</td> <td data-bbox="571 432 818 510">6 (6)</td> <td data-bbox="818 432 1066 510">6 (6)</td> <td data-bbox="1066 432 1316 510">6</td> </tr> </table>	8 (8)	6 (6)	6 (6)	6	
8 (8)	6 (6)	6 (6)	6			
<p>②⑦ オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金) (平成 3 年度)</p>	<p>本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。</p> <p>本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つ ODS 削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的な ODS 対策の実現に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 913 571 987">2,622 (2,622)</td> <td data-bbox="571 913 818 987">2,612 (1,782)</td> <td data-bbox="818 913 1066 987">2,564 (1,811)</td> <td data-bbox="1066 913 1316 987">2,564</td> </tr> </table>	2,622 (2,622)	2,612 (1,782)	2,564 (1,811)	2,564	
2,622 (2,622)	2,612 (1,782)	2,564 (1,811)	2,564			
<p>②⑧ 生物多様性条約名古屋議定書拠出金(義務的拠出金) (平成 27 年度)</p>	<p>本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合(MOP)の準備、議定書・MOPにより課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1429 571 1503">28 (28)</td> <td data-bbox="571 1429 818 1503">31 (31)</td> <td data-bbox="818 1429 1066 1503">26 (19)</td> <td data-bbox="1066 1429 1316 1503">31</td> </tr> </table>	28 (28)	31 (31)	26 (19)	31	
28 (28)	31 (31)	26 (19)	31			
<p>②⑨ 水俣条約拠出金(義務的拠出金) (平成 27 年度)</p>	<p>本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は平成 29 年 8 月に発効し、同年 9 月に第 1 回締約国会議(COP 1)が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COP の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、平成 31 年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。</p>	2-1				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1944 571 2018">18 (18)</td> <td data-bbox="571 1944 818 2018">18 (18)</td> <td data-bbox="818 1944 1066 2018">4 (4)</td> <td data-bbox="1066 1944 1316 2018">9</td> </tr> </table>	18 (18)	18 (18)	4 (4)	9	
18 (18)	18 (18)	4 (4)	9			
<p>③⑩ 気候技術センター・ネ</p>	<p>CTCN は、国連気候変動枠組み条約の下に設置された技術メカニズムの担い手として、途上国からの要請に基づく技術支援の提供等を実施している。</p>	2-2				

ネットワーク (CTCN) 拠 出金 (任意拠 出金) (令和元年 度)	本拠出金は、途上国のうちでも特に気候変動が喫緊の課題となっている地域を主な対象に、気候技術を紹介するワークショップの開催や、関係者間のネットワーク、計画策定支援等の技術移転プログラムの形成促進等に資する支援を行う。 これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。				
	200 (200)	0 (0)	0 (0)	0	
⑩ 気候変動 枠組条約締 約国会議に 係る経費 (新 規) (令和4年 度)	国連気候変動枠組条約第7条の規定に基づき開催される条約締約国による会合への参加にかかる経費を負担するもの。 本会合への参加を通じ、関係国間の意思疎通・相互理解を促し、パリ協定の実施に向け、我が国として実質的な貢献を行うことを目的とする。				2-2
	—	—	—	19	
⑪ 気候変動 枠組条約補 助機関会合 に係る経費 (新規) (令和4年 度)	国連気候変動枠組条約第9条、第10条の規定に基づき開催される「科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合」、「実施に関する補助機関会合」への参加にかかる経費を負担するもの。 本会合への参加を通じ、関係国間の意思疎通・相互理解を促し、パリ協定の実施に向け、我が国として実質的な貢献を行うことを目的とする。				2-2
	—	—	—	5	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。